

豊中市大規模小売店舗立地法手続要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の手続に関し、必要な事項について定めることにより法の円滑な運用を図ることを目的とする。

（対象）

第2条 この要綱は、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える豊中市内の小売店舗について適用するものとする。

（用語）

第3条 この要綱において使用する用語は、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）及び大規模店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示16号。以下「指針」という。）において使用する用語の例による。

（事前相談）

第4条 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとする場合、出店（変更）計画概要書（様式第1）を届出に先立ち、豊中市都市活力部産業振興課（以下「産業振興課」という。）に17部提出するものとし、産業振興課は別表1に掲げる市の関係する部局及び関係する行政機関に指針に基づく事項について協議を行うよう求めるものとする。

2 前項に基づく事前協議の内容は、事前協議議事録（様式第2）により協議事項、協議過程、結果等を協議ごとに作成し、産業振興課に提出するものとする。

3 設置者は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）のための出店予定地敷地の開発行為等及び店舗の建築行為等の手続きは、関係する法令及び条例等に基づき行うこと。

（届出）

第5条 設置者は、前条に掲げる届出にあたっては、指針で定められた事項を踏まえるものとする。

2 届出書の提出と合わせて届出書の内容を要約した届出要約書を産業振興課に25部を提出するものとする。

3 前項の規定による届出の様式については、規則で定めるもののほか別に定める。

（提出先等）

第6条 届出書の提出先は、産業振興課とし、提出部数は、別表2のとおりとする。ただ

し、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地（以下「出店地」という。）の敷地境界から 1 km の範囲内に、豊中市以外の府内の市又は大阪府以外の府県が含まれる場合は、該当する市又は府県の数ごとに副本を 1 部追加するものとする。

（届出事項の概要等の公告）

第 7 条 法第 5 条第 3 項（法第 6 条第 3 項、法第 8 条第 8 項及び法第 9 条第 5 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び法第 6 条第 6 項の規定による公告は、市の公告場に掲載することにより行うものとする。

（届出書等の縦覧）

第 8 条 法第 5 条第 3 項の規定による縦覧は、産業振興課において行う。

2 前項の規定による縦覧は、法に定めのある期間のほか、届出に係る本要綱による手続が完了するまでの間、縦覧に供する。

（軽微な変更）

第 9 条 法第 6 条第 4 項ただし書きに規定する軽微な変更（以下「軽微変更」という。）として法第 6 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、事前に軽微変更適用申請書（様式第 3）を当該届出が軽微変更であることを証する資料を添付のうえ市長に提出するものとする。

（説明会の開催等）

第 10 条 法第 7 条第 1 項の規定による説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）は、説明会に参加する者の利便性を考慮して、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日または、それ以外の日の夜間に、相当な人数を収容できる施設において、説明会を開催するものとする。

2 説明会開催者は、説明会の開催を計画したときには説明会の開催の日の 14 日前までに、説明会開催計画書（様式第 4）を産業振興課に提出するものとする。

3 法第 7 条第 2 項の規定による公告は、店舗の敷地内の見やすい場所に、表示（様式第 5）を掲げるとともに、店舗の敷地境界から、原則として 1 km の範囲の地域を対象として、時事に関する事項を掲載するその地域の主要な日刊新聞紙（以下「主要な日刊新聞紙」という。）へのチラシの折り込みによるか、主要な日刊新聞紙への掲載又は市が適切と認める方法により行うものとする。

4 説明会開催者は、説明会の資料として、参加者に対して第 5 条第 2 項の届出要約書、その他の書類を配布し、十分な理解が得られるように努めるものとする。

5 説明会開催者は、説明会の開催後 7 日以内に、説明会実施状況報告書（様式第 6）を産業振興課に提出するものとする。

（説明会を掲示により行う場合）

第 11 条 法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項の規定による届出をするものは、説明会の開催を掲示に代える申請書（様式第 7）を提出するものとする。

- 2 規則第11条第2項の規定による掲示及びインターネットでの周知は、説明会を掲示により行う場合の掲示（様式第8）によるものとし、公告の日から4月間、店舗敷地内の見やすい場所において行うとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

（説明会を開催することができない場合）

- 第12条 説明会開催者は、説明会を開催することができない場合であって、規則第13条第1項に規定する事由に該当すると市が認めた場合は、経過報告書（様式第9）を産業振興課に提出するものとする。

（市の意見）

- 第13条 法第8条第4項の規定による意見を有しない旨の通知は、書面により行うものとする。
- 2 法第8条第6項の規定による公告は、第7条の規定を準用する。
- 3 法第8条第6項の規定による縦覧は、第8条の規定を準用する。
- 4 第1項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用するものとする。

（変更しない旨の通知）

- 第14条 法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、法第8条第4項の規定により市が意見を述べた場合にあつて、届出事項を変更しない場合は、変更しない旨の通知書（様式第10）を産業振興課に25部提出するものとする。
- 2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で4月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用する。

（市の勧告）

- 第15条 法第9条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。
- 2 法第9条第3項の規定による公告は、第7条の規定を準用する。
- 3 第1項の勧告書は、公告の日から1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用するものとする。

（勧告しない旨の通知）

- 第16条 法第8条第4項の規定により意見を述べた場合であつて、法第9条第1項の規定による勧告を行わない場合は、勧告しない旨の通知を書面により行うものとする。
- 2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用する。

（公表）

- 第17条 法第9条第7項の規定による公表は、市の公告場その他の適切と認める方法に

より行うものとする。

2 公表を行った場合は、その旨を届出者に対し、書面により通知するものとする。

(報告の徴収)

第18条 法第14条の規定により報告を求められた者は、報告書(様式第11)を産業振興課に提出するものとする。

(取下げの申出等)

第19条 設置者が、届出書を取り下げる場合は、理由を記載した書面を産業振興課に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該届出が第7条の規定により公告され、当該届出書等が縦覧に供されている場合は、中止の申出があった旨を公告するものとし、公告については、第7条の規定を準用する。

(大規模小売店舗立地審議会)

第20条 次に掲げる事項を定める際には、豊中市大規模小売店舗立地審議会に諮問し意見を聴くものとする。

- 一 法第8条第4項の規定による意見
- 二 法第9条第1項の規定による勧告
- 三 前二号に掲げるもののほか、法、施行令、規則及び指針の運用に関する重要事項

(その他)

第21条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)6月30日から施行する。

別表 1

部局・機関	
都市活力部	産業振興課
都市基盤部	交通政策課
	基盤管理課
環境部	環境指導課
教育委員会事務局	学校教育課
	児童生徒課
大阪府警察本部	交通部 交通規制課

別表 2（第 5 条第 3 項）

関係条項	提出部数
法第 5 条第 1 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）
法第 5 条第 2 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）
法第 6 条第 1 項	5 部（正本 1 部、副本 4 部）
法第 6 条第 2 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）
法第 6 条第 5 項	5 部（正本 1 部、副本 4 部）
法第 8 条第 7 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）
法第 9 条第 4 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）
法第 1 1 条第 3 項	5 部（正本 1 部、副本 4 部）
法附則第 5 条第 1 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

(※印の項は記載しないこと)

出店(変更)計画概要書

<両面：おもて>

大規模小売店舗 の名称		所在地	
----------------	--	-----	--

設置 者	設置者名称 (代表者名)	(代表取締役)	代理者名称	
	所在地		所在地	
	担当者 (TEL・FAX) (E-Mail)		担当者 (TEL・FAX) (E-Mail)	

建物の概 要	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延床面積	m ²	店舗面積	m ²
	構造		着工予定 年月日		竣工予定 年月日		開店(変更) 年月日	
	階数	地上 階 地下 階	併設施設の 面積	m ²	併設施設の 業種			
	最寄りの駅 (駅からの距離)	(駅 m)			用途地域			
	土地の 権利状況				現在の 敷地現況			
	隣接地の 用途現況	東： 南：			西： 北：			

駐車 場	収容台数	台	指針に基づく 必要駐車台数	台	駐車場 出入口の数	箇所	駐車場の 箇所数	箇所
	駐車料金の 徴収の有無				駐車場の 運営方法			
駐輪 場	収容台数	台			駐輪料金の 徴収の有無			
荷さば き	施設面積	m ²			搬出入車両数	台 (t車)		
廃棄 物	1日当たり 排出予測量	一般	m ³	再生利用対象	m ³	合計	m ³	
	保管施設容量	一般	m ³	再生利用対象	m ³	合計	m ³	
	保管施設面積	一般	m ²	再生利用対象	m ²	合計	m ²	
運営 方法	主な小売業者 (その他テナント数)	(他 名)			営業時間(主)	: ~ :		
	駐車場 利用時間帯	: ~ :			荷さばきを 行う時間帯	: ~ :		

	店舗面積	延床面積	主に販売する物品の種類
○階	m ²	m ²	
...	m ²	m ²	
1階	m ²	m ²	
合計	m ²	m ²	

※店舗面積一覧は別表でも添付してもよい。
○添付図面(縮尺・方位を記載すること)、広域見取図(縮尺例 1/20000~1/25000)、周辺見取図(縮尺例 1/2000~1/2500)、各階平面図・配置図等(縮尺例 1/200~1/500)

出店（変更）計画概要書

その他、指針に基づく配慮事項等

- (1) 駐車需要の充足など交通に係る事項
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
- (3) 廃棄物に係る事項等
 - ① 廃棄物等に係る保管・運搬・処理に関する事項等
 - ② 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- (4) 防災・防犯対策への協力
- (5) 騒音の発生に係る事項
- (6) 街並みづくり等への配慮等
- (7) その他、配慮する事項等

様式第 2

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

(※印の項は記載しないこと)

事前協議議事録

年 (20**年) 月 日

豊中市大規模小売店舗立地法手続要綱第 4 条に基づく関係部局等との事前協議は以下の通り報告します。

店舗名称		協議先	〇〇部 課 教育委員会事務局〇〇課 大阪府警察本部交通部交通規制課
設置者名		代理者名	
協議担当者			

第 回目協議	協議先担当者名	
年 (20**年) 月 日	設置者・代理者名	
曜日 : ~ :	協議資料	
協議内容 記載事項 ・ 協議事項 ・ 協議過程 (課題と対応策) ・ 協議結果		

豊中市使用欄

産業振興課照会者 :	協議先照会
照会日時 :	
協議先確認者 :	協議内容確認
確認日時 :	

様式第 3

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

(※印の項は記載しないこと)

年(20**年) 月 日

豊中市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

○○府○○市○○町○○丁目○○番地

軽微変更適用申請書

豊中市大規模小売店舗立地法手続要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称

所在地 豊中市

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

3 上記 2 の変更に係る大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出を行おうとする年月日

年(20**年) 月 日

4 変更する年月日

年(20**年) 月 日

5 変更する理由

6 上記2の変更が大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更
に該当する理由

様式第 4

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

年 (20 年) 月 日

豊中市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

説明会開催計画書

豊中市大規模小売店舗立地法手続要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

項 目	内 容
店 舗 の 名 称	
所 在 地	
開 催 予 定 回 数	回開催予定
説 明 会 の 周 知 方 法	
予定している議事の内容 (進行、配布資料等)	(説明会の開催を掲示に代える場合の掲示書類等)
第 1 回	開 催 日 時 年 月 日 () 時 分から 時 分 予定
説明会	開 催 場 所
	出席予定者 他 名
第 2 回	開 催 日 時 年 月 日 () 時 分から 時 分 予定
説明会	開 催 場 所
	出席予定者 他 名
第 3 回	開 催 日 時 年 月 日 () 時 分から 時 分 予定
説明会	開 催 場 所
	出席予定者 他 名
そ の 他 特 記 事 項	(説明会の開催を掲示に代える場合の掲示場所など)

備考

- 1 複数回開催予定の場合は、その旨を記載してください。
- 2 周知方法、周知の範囲等の内容を明らかにする資料を添付してください。
- 3 説明会当日配布予定の資料がある場合には添付してください。

説明会開催予定の掲示内容等

●新設の場合

大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の店舗について下記のとおり地元説明会を開催します。

- 店舗名称
- 建物設置者

記

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 計画している店舗の概要

<問い合わせ先>

- ・所在地
- ・名称
- ・電話番号

●変更の場合

大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の店舗について下記のとおり地元説明会を開催します。

- 店舗名称
- 建物設置者

記

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 計画している変更内容及び変更理由

<問い合わせ先>

- ・所在地
- ・名称
- ・電話番号

備考 1：大きさは日本工業規格 A 3（297mm×420mm）以上としてください（縦置き、横置きは自由）。

2：風雨に耐えるように作成し、店舗敷地内の見やすい場所に掲示してください。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

年(20**年) 月 日

豊中市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

説明会実施報告書

豊中市大規模小売店舗立地法手続要綱第 10 条第 5 項の規定により、次のとおり報告します。

項 目	内 容	
店 舗 の 名 称		
所 在 地		
連 絡 先		
説明会の周知方法	年(20**年) 月 日 () 年(20**年) 月 日 () 年(20**年) 月 日 ()	
第 1 回 説 明 会	開 催 日 時	年(20**年) 月 日 () 時 分 ～ 時 分
	開 催 場 所	
	説 明 者	
	出 席 者	
	参 加 者 数	名
	議 事 の 概 要	
	陳 述 意 見	
	陳 述 意 見 に 対 する 応 答	
第 2 回 説 明 会	(同 上)	
第 3 回 説 明 会	(同 上)	

備考

- 1 複数回開催した場合は、それぞれの状況、内容が判別できるように作成してください。
- 2 当日の配布資料等を添付してください。

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

(※印の項は記載しないこと)

年(20**年) 月 日

豊中市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

説明会の開催を掲示に代える申請書

豊中市大規模小売店舗立地法手続要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称

所在地 豊中市

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

3 上記 2 の変更に係る大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出を行おうとする年月日

年(20**年) 月 日

4 変更する年月日

年（20**年） 月 日

5 変更する理由

6 上記2の変更が説明会の開催を掲示に代えるものとする理由

説明会を掲示により行う場合の掲示

{変更事項} の変更に関するお知らせ

大規模小売店舗立地法 $\left[\begin{array}{l} \text{第 6 条第 2 項} \\ \text{附則第 5 条第 1 項} \end{array} \right]$ の規定に基づき {変更事項}
を変更する旨の届出を 年 月 日付けで豊中市長に提出しましたので、
同法施行規則第 11 条第 2 項の規定により掲示します。

【店舗名称】

【設置者】

【変更しようとする事項】

(変更前)

(変更後)

【変更する理由】 (法第 6 条第 2 項に基づく変更届の場合のみ)

【変更する年月日】

<問い合わせ先>

- ・所在地:
- ・名称:
- ・電話番号:

(届出書の縦覧場所)

豊中市都市活力部産業振興課

所在地: 大阪府豊中市中桜塚三丁目 1 番 1 号

豊中市役所第一庁舎 5 階

備考 1: 大きさは日本工業規格 A 3 (297mm×420mm) 以上としてください(縦置き、横置きは自由)。

2: 風雨に耐えるように作成し、店舗敷地内の見やすい場所に設置してください。

3: {変更事項} には、変更内容を記入してください。(例: 営業時間、駐車場の収容台数等)

様式第 9

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

(※印の項は記載しないこと)

経過報告書

年(20**年) 月 日

豊中市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○
代表取締役 ○ ○ ○ ○
○○府○○市○○町○○丁目○○番地

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定による説明会について、大規模小売店舗立地法施行規則第 1 3 条第 1 項に規定する事由により開催することができませんので、その経過を報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 説明会が開催できない理由

3 今後の対応策

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

年 (20**年) 月 日

豊中市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○
代表取締役 ○ ○ ○ ○
○○府○○市○○町○○丁目○○番地

大規模小売店舗の届出を変更しない旨の通知について

下記の大規模小売店舗の届出に関して豊中市から意見が述べられましたが、大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により当該届出を変更いたしませんので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称
所在地 豊中市

2 市の意見の概要

3 当該届出を変更しない理由

報 告 書

年(20**年) 月 日

豊中市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○
代表取締役 ○ ○ ○ ○
○○府○○市○○町○○丁目○○番

地

大規模小売店舗立地法第 1 4 条第 1 項(第 1 4 条第 2 項)の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告する事項